

## ○海津市ツアー造成事業補助金交付要綱

平成29年3月21日

告示第35号

### (趣旨)

第1条 この告示は、海津市への観光客の誘致を促進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、観光を目的とした海津市以外から海津市を訪れるツアーを造成し、催行する旅行業者に対して予算の範囲内において交付するツアー造成事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、海津市補助金等交付規則(平成17年海津市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行業者 旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定により旅行業者登録簿に登録されている旅行業者をいう。
- (2) 海津市内の観光施設 千代保稻荷神社、国営木曾三川公園センター、羽根谷だんだん公園、行基寺等の施設をいい、海津市内で農業体験ができる施設等その他市長が観光施設と認める施設をいう。
- (3) 海津市商品券 海津市商工会が発行する商品券で、事前に登録された海津市内の店舗に限り使用できるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、旅行業法の規定により旅行業者登録簿に登録されている旅行業者とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するツアーを造成し、催行する事業とする。

- (1) 海津市以外から海津市を訪れるツアーであって、バス1台当たり15人以上の参加者(乗務員及び添乗員を除く。)があること。

(2) 海津市内の観光施設、道の駅及び宿泊又は食事に立ち寄る周遊ツアーであること。

(3) 他の自治体等から補助金又は助成金等を交付されていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、ツアーの発着地が東海三県の場合にはバス1台当たり10,000円とし、それ以外の地域の場合にはバス1台当たり20,000円とする。ただし、参加者募集に係る広告掲載活動を行い、ツアーの名称が海津市のPRにつながると認められる場合は、一つのツアーにつき10,000円を加算するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、一つのツアーにつき100,000円を、一営業所につき200,000円を限度とする。

(加算要件等)

第6条 前条に定める補助金の額には、同条第1項ただし書に規定する場合のほか、次に掲げる各要件のいずれにも該当するときは、ツアーの参加者1人当たり、第2号に掲げる要件に必要となる金額を乗じた額を加算するものとする。ただし、1人当たり1,000円を限度とする。

(1) ツアーの内容に、海津市内の飲食店における参加者1人当たり税抜き1,000円以上の飲食が含まれること。

(2) ツアーの参加者に対して、額面1,000円の海津市商品券又は海津市内で購入した商品を配布すること。

2 前項に規定する加算金の額は、1営業所につき200,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、ツアー造成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ツアーの催行日の5日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の実施要項及び計画書(旅行商品企画書)

(2) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物(申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。)

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、参加者に配布するため海津市商品券をツアーの催行日までに手配する必要がある場合は、前条の規定による加算相当分に限り、ツアー造成事業補助金交付申請書(様式第1号)にその旨を記載するものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、ツアー造成事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の額のうち、海津市商品券として前払交付する加算相当分に限り、ツアーの催行日の当日までに用意し、補助事業者に交付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付すことができる。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、ツアー造成に変更が生じた場合は、あらかじめツアー造成事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を認めるときは、ツアー造成事業補助金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、ツアー造成事業補助金実績報告書(様式第5号)にツアー造成事業補助金実績証明書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補

助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ツアー造成事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に定める補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、ツアー造成事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第45号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日告示第62号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月5日告示第20号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日告示第73号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年5月10日告示第88号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

ツアー造成事業補助金交付申請書

ツアー造成事業補助金を交付くださるよう海津市ツアー造成事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	ツアー名称	
2	催行期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	参加者人員	
4	補助金の額	円
	内 訳	(1) 基本額 円 (2) 加算額 円(第5条第1項関係) (3) 加算額 円(第6条関係)
5	販売促進・集客方法	
6	飲食店舗名及び所在地	※第6条に定める加算要件がある場合に記載
7	海津市商品券の前払交付の要否	※第6条に定める加算要件がある場合に記載
8	担当部署 担当者名 連絡先	
9	別添関係書類	(1) 旅行商品企画書 (2) 予定催行人数を記した書類、旅行日程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

海津市長



ツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったツアー造成事業補助金については、海津市ツアー造成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円  
内訳
  - (1)基本額 円
  - (2)加算額 円(第5条第1項関係)
  - (3)加算額 円(第6条関係)
- 2 ツアーの名称
- 3 交付決定に付する条件
  - (1) 補助事業を変更し、又は中止するときは、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 事業終了後、直ちに実績報告書を提出すること。
- 4 不交付決定の場合の理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

ツアー造成事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けましたツアー造成事業補助金  
について、申請内容を下記のとおり変更（中止）したいので承認願います。

記

- 1 申請内容の変更
  
- 2 補助事業の中止

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

海津市長



ツアー造成事業補助金(変更・中止)承認通知書

年 月 日付で変更申請のあったツアー造成事業補助金について、  
申請のとおり承認したので通知します。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

ツアー造成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき補助事業を実施したので、海津市ツアー造成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1	ツアーの名称	
2	催行期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	参加者人員	
4	飲食店舗名 及び所在地	
5	補助金の額	円
	内 訳	(1)基本額 円
		(2)加算額 円(第5条第1項関係)
(3)加算額 円(第6条関係)		
6	関係書類	(1)ツアー造成事業補助金実績証明書（様式第6号） (2)第6条の加算申請額が確認できる書類 ※飲食店及び海津市内で商品を手配した場合の領収書等 (3)その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

ツアー造成事業補助金実績証明書

ツアー造成事業補助金の実績について下記のとおり証明します。  
記

ツアー名称		
証明施設名 (担当者名)	サービス提供日	証明印
	サービスの内容及び参加者の人数 (添乗員は含まない。)	
(担当者 )	年 月 日	人数 人
	<input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他	
(担当者 )	年 月 日	人数 人
	<input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他	
(担当者 )	年 月 日	人数 人
	<input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他	

※ 証明印を受けることができない観光施設については、バスと観光施設が一体となった写真を添付すること。

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

海津市長



ツアー造成事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったツアー造成事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

ツアー造成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付額確定通知に基づくツアー造成事業補助金を交付くださるよう、海津市ツアー造成事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円  
2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店・代理店 本所・支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)

様式第8号(第12条関係)